

(第二部)

國第十二回 參議院人事委員會會議錄第

昭和二十六年十一月二十一日(水曜日)
午後二時二十三分開会

本日委員大野木秀次郎君、森田豊壽
君、草薙圓君及び西川甚五郎君辞任
につき、その補次として青山正一君、
宮田重文君、石川榮一君及び平井太郎
君を議長において指名した。

日用考略

理事長 李賈吉 田澤

委員
千葉
信義

青山正一君
石川榮一君
加藤嵩田
木下重文君
森崎武徳君
紅露源吾君
みづ君隆君

○一般職の職員の給與に関する法律の	内閣官房長官 岡崎勝男君
本日の会議に付した事件	内閣官房訓長官 菅野義丸君
	内閣總理大臣官房審議室長事務代理 組織府事務官
大蔵省主計局次長	人事院事務総局給與局長 澤木忠男君
事務局側	東條猛猪君
常任委員会専門員	川島孝彦君

○昭和二十六年度における国家公務員の年次手当の額の特例に関する法律案（内閣提出・衆議院送付）

○国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出・衆議院送付）

○特別職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出・衆議院送付）

○人事院の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出・衆議院送付）

○杉山昌作君（吉田法晴君）　それでは只今より人事委員会を開会いたします。

一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案、その他給與関係の法案と退職手当に関する法律案と人事院の勧告についてですが、今まで人事院がしばらへ勧告しても政府は予算その他の事情で勧告通りの給與の実現ができないというふうなことで、そういう案はできて来なかつたわけでもあります。ところが我々から考えますと、勧告はああいうふうに人事院といふものがちゃんとあつて、相当な組織を持つて丹念に勉強してきめたんだから、これは政府が当然これを尊重すべきだということになる。従つて政府から国会へ提案された案を審議するのも、その勧告がどうなつておるかといふことが相當審議の資料として問題になるわけです。これが政府へだけ勧告をしてあつた場合には、まあ国会といふこと

しましては、政府の案を審議するに参考資料、まあ政府へそういうものが出てるそなだというふうな間接的な関係になつてゐるわけです。ところがこの人事院の勧告に限りましては、政府及び国会へ勧告しておるわけなんです。我々はそういう政府が案を立てるときには政府の資料としたという意味じやなしに、人事院から直接勧告を突きつけられてるわけなんです。そらしますと、我々のところでは審議するのは一つには政府の案が審議の対象であるけれども、それを国会宛ての勧告なるものは、政府へ出て来た勧告をちよつと見せでもらうといふことじやなく、国会へ直接人事院から突きつけられているということになりますと、勧告といふものと政府の案を見比べると、余ほど勧告が国会へ対して勧告されているのですから、当然だると思ひます。そういう立場にありますと、どうしても国會の審議ということは、單純に政府へだけの勧告の場合よりも余ほど勧告といふものが重要になつて来ると思ひます。我々は今までそういうふうな考え方で行つているのでございますが、それによりましても、今まで勧告は殆ど勧告通りにできたことはない。或いは将来そういうことができるかできないか、これはまあいろいろ政府いたしまして予算の関係その他の関係がおありですから、お約束も無論できな

いものなんですが、たゞこういうことになりますと、先だつても公聽会のときには公述人の話が出たが、政府が、政府と言いましょらか、国家が人事院といふうなあいうちやんとした役所というのですか、機関を設けて、而もその勧告があるといふうに、而もできないということになると、いろいろ内部に事情はあるにしても、一般の人から見ると却つて混乱する。あの勧告が内部のものだつたらまだいいが、あの勧告が外部のオーバーリティを持つたものであるかはえに更にいろいろな議論が混乱して、却つて世間で見ていると非常におかしいといふうな公述人の話なんかもあつたわけなんです。将来政府は一体この人事院の勧告なるふうなものは、やはり今まで通りの制度を設けて、又その取扱に対しても今までのよくなお心持でやられるといふことか、或いは今までやつて来た実績等に鑑みて、人事院の勧告なるものに制度的にもつと違つたものにしようといふうなお考えでもありますよか、その点を承わりたいと思います。

りますので、まだ政府として取上げるまでに至つております。併し一般的には人事院の問題のみならず、占領下に作られましたいろいろの制度法規その他はできるだけ慎重に研究して、趣旨はいずれも立派なことでありますけれども、実用に合うようだ、そして能率の事がるように、そうして費用も余りかかるようないい趣旨で研究をすることにしております。まだ私からどういうふうなつもりでいるかという御返事はできませんけれども、研究の対象には将来なるということは申上げますが、ただそれは人事院だけではなくほかのほうも一般に皆研究の対象になるということになります。

告といいます言葉は使うけれども、それも公務員なり或いは準公務員の労働運動或いはストライキというふうなものを制限して、それを救済する最も中正妥当な解決策をいうことが勧告であるし裁定であるということになつておるのであります。そらについての取扱について必ずしも今まで十分でなかつたからこそああいうふうな国會の内外を通じた問題になるのだらうと思いますが、只今のお話ですと、これはいづれ研究問題になるだらうということですが、どうぞ一日も早くやはりこういう問題ははつきりとして、要らざる論議紛争を起すことのないような御措置を願いたいと思います。それだけお願ひ申上げておきます。

の点では官僚的であります。政府と、そつくりともいふべきが、その通りに人間の通りに入らぬところを考慮され、それででも人事問題の給與引りのくり返しになりますが、これは必ずしも五千万円といふべきではない。政府の教訓によれば、五百五十五万円といふべきである。

であるとか、奨励手当など職者に対する給與といふあるにはあるけれども、房長官が言われたよう中で一番根幹的な、一番主張しておるものやはり上げというところに重点あるのであります。而も政提案された理由を見ます国会及び内閣に対する勧尊重しておるという言葉ます。こういう重大なも等しい態度で取入れておられます。従うわけに行かそのまま従うわけに行かれます。この点についてどうお考えになります。このうちの俸給表の作いは休職者の手当とか、俸給表を作るとか、いろいろ点では予算の関係上人そのまま従うわけに行かれますが、従える範囲あらばそのうちの俸給表の作ります。この点についてどうお考えになります。

言いますと、予算がないということはもう初めから逃れ口上で、政府のほうで出そらという意思がなかつたからばかりのほうに予算をとつてしまつて、あとはこつちのほうにはこれしかないのだといふことを言うだけであつて、私は予算がないなどといふ方自身がもうすでに人事院の勧告を尊重するといふ考え方や、それから又民主的に国官は予算上の問題等を一方では理由とされながら、一方では人事院の勧告を最初から政府が持つていなかつた証拠だと思うのであります。大体今官房長官は予算上の問題等を一方では理由とできるだけ尊重したんだというのを言つておられるようですが、大体今度の給與予算の問題等を見ますと、まあ今度の政府の給與法改正の一般的な考え方方は別として、そういう予算を増額するとか何とかということについて人事院の勧告を尊重したなどといふことがもうすでにおかしいと思うのです。それで、私は次の点をお尋ねしたい、私どもの承わつているところによりますと、今年の四月頃政府のほうではやはり公務員の給與は一人当たり二千円くらい引上げるんだといふような話をされたこともあつたようです。これは正式に閣議にかかつたのではないかも知れないけれども、総理大臣がそういう意思表示をされて、そらして大蔵当局に予算上の検討をしろということを言われたといふようなことも新聞でも報道されておりましたし、それから又地方選舉のすんだあとでは、検討の結果、一千円くらいしか予算上の見通しが立たないといふような話もありましたし、そして又その後大蔵省のほうでは公務員の給與の引上げのために、千五百円

程度増額するためにいろいろ／＼作業を続けています。ところがそういう大蔵省当局の作業の過程の中で人事院のほうから八月の二十日に勧告が出ているんです。その出た勧告では明らかにこれ以上千五百円なんかでは足らないという勧告が出ているんですね。その後一休政府のほうでは人事院の勧告を尊重して、大蔵当局でいろいろ／＼検討を続けていた千五百円を一錢も増額されていいじやありませんか。初めから一休政府のほうでは人事院の勧告なんかを尊重したり、考慮したりするという氣氛を持つてないじやありませんか。一休そういうふうな大蔵当局が千五百円くらい増額するとかしないとか言つて検討されていた後に出了た人事院の勧告に対して、改めてその増額分なんかについて考慮されたことがあるのですか、ないですか。その点を承わります。

○政府委員(岡崎勝男君) いろいろ千葉委員からお話をありました。これが千葉委員の御意見であります。我々は無論人事院の勧告が出ればそれをはじめて検討し、又財源も検討するのです。これは当然のことであります。

○千葉信君 それでいいですか。

○政府委員(岡崎勝男君) 御質問は検討したかどうかということだと思いますがね。

○千葉信君 而もそれだけですか。

○政府委員(岡崎勝男君) 無論検討したんですね。

○千葉信君 検討されて、一錢も増額できなかつたのですか。

○政府委員(岡崎勝男君) 今も千葉委員から、自分でもおりしやつたようになります。二千円ということもあつたかも知

れない、千円といふことでもあつたかも知れない、一千五百円になつたかも知れない。要するに財源と睨み合せての問題ですかから、初めから一千五百円しか出てから検討して幾ら上げることがでありますから、その結果が大体千五百円といふ今の案になつたわけです。その前に幾ら上げるということをきめたことは全然ありません。

○千葉信君 そんなことを言つたつて、國民は第一この答弁しや納得しませんよ。幾ら政府のほうで人事院の勧告の出る前に、一千五百円なんて金額を考慮したとかしなかつたとか言つたつて、あんなにじやん／＼新聞なんかに報道されている。これはもう政府のほうでは新聞に出た記事なんかに我々は責任を負わないといふことを切口上としていつでも言われておりますけれども、あれほど報道され、私どもも又大蔵省のほうへ行つてそういう作業が行われていたことを知つてゐる。それをあなたが今ここで、国会で答弁さえしゃべばそれで万事終るんだというような恰好で、我々は一千五百円などといふ問題は全然とり上げも考へもしなかつた、人事院の勧告前にそんなものはとり上げもしなかつたなんて言つたつて、それは答弁としては一応それですむかも知れんけれども、國民の腹の底から納得しないよな答弁をしておいて、それで通るといふようなことを思つてゐるのなら、あなたは實際民主主義国家としての官房長官の立場を忘れてゐるんじゃないか。まあ併しその問

題についてはこれ以上官房長官はお答えになるはずもありませんから、この点は私ども法案審議の上で考慮することにして、その次の問題に入りたいと思います。

この前の八千円ベースのときに、御承知の通り上と下との倍率の問題がございましたことは、これは官房長官も御存じだと思います。人事院のほうから七・五倍という倍率の勧告が出て、政府のほうではこれを八・三倍といふように上下の開きを増大して国会にお出しになつた。そこで国会の中でも、こういう低い賃金の水準の中でこんな上下の倍率を開くことは差支えるべきだという点が相当論議の対象になつたはずであります。ところが今度の勧告と政府案とを比較して見ますと、これは冗談かも知れませんけれども、今度の人事院の勧告は十倍強の倍率で、政府案のほうは九倍強の倍率で、人事院よりも上下の開きを縮めたんだから、だから今度はこの前のようにこの点についての論議は行われないだろう、そうして笑い話みたいに、そういう政府案を作成された大蔵省の一部の人が、今度は千葉がこの倍率の問題で何と言つて文句を言うだろうと察しみにしているという話まで聞いております。それで私どもも本当にそういうふうに政府案の倍率の問題について文句を言わなくていいような政府案が出来るんだろうと思つていたところが、どつこい出て来たものを見たら実は今度の政府案では人事院の倍率よりもっと開いたあくびい倍率の政府案を出して来ているのです。勿論今度の政府案の倍率は一番下と一番上とを比較すると成るほど九倍強です。併し今

度の政府案の特徴を見るべく、上から下
つと直線を描いて来た給與の倍率が、
三級以下に行くとぐとこれががね返
つて、一級、二級、三級だけが特に増
額されている。一級、二級、三級だけ
が、特に一級だけが増額されてゐるた
めに、成るほど一級と十四級との倍率
は縮まつた。併しそのために一番不利
益を蒙つてゐるのは一番公務員数の多
い、而も一番齧いてゐる中堅的な四
級、五級、六級という連中が片つ端か
ら叩かれてゐる。一休どういうふうな
上下を平均して殖やすよな、当然や
らなければならぬまじめなやり方を
しないで、どうしてこういふインチキ
な、どうしてこういふためにする悪意
を持つたと言つても責支えないよな
こんな作り方をされたか、その理由を
この際承わりたいと思ひます。

準として人事院のはうからは四千二百円の勧告がなされた。政府のはうからはこの基準に対し四千円という法律案が出て来た。そして政府のはうでは人事院の勧告に比べても成るほど俸給表では二百円少いけれども、併し税率の改正等によつて大体人事院の勧告通り支給した場合に受取る手取金額よりも、税率の改正を見込めば政府案のこの四千円のはうが手取がむしろ一円ぐらい多くなる。こういう政府のはうでは基準の十八歳の諸君だけを例にとつて、自分のほうの給與も決して人事院の考え方と、人事院の勧告よりも不利ではないのだといふ説明をされておりますが、先ほど申上げたように、一級、二級、三級のところだけ直線を書いて來た給與の増加率から見ると、ぐつと殖やしているために、成るほど二級三号のこの基準の四千円の公務員は政府案と人事院案とは大差ないようですが、併し大差ないけれども、今度は先ほど申上げた四級、五級、六級といふ諸君になると、政府案と人事院案とがその税率を全部計算してみても非常に段違いになつて來ている。その点はつきり申上げてみると、一級から二級までは大体政府案のはうが少し手取が成るほど税金を計算すれば損にはならないが、ところが今度所得税や地方税なんかを全部計算すると、極端な例で行くと、一級三号の場合にはこれは勧告と政府案とを比べてみると、二百七十一円ですから、この点は余り大した問題にならん。これは本体のはかに東京都の地域給をもらつている人の場合の計算ですが、それを全部つけて計算すると、成るほど政府案のはうが二百七十一円だけ多くなつてゐる。税金

を全部計算してです。それから二級の三号あたりでは少しこの点は多くなつておる。ところが驚いたことは、例えれば四級四号に行くと、今度は人事院案に比べて政府案のはうは税金を全部計算しても百九十九円足りないので。それから五級の五号なんかの場合にはこれは百七十九円足りない。最も極端な例を言うと、八級五号の場合には政府案のはうが四百六十七円、税金を全部今度の改正される税率で計算しても四百六十七円足りないので。以下大体もう一級あたりまでは完全に政府案のはうが非常に手取金額が少くなる。税金を計算すればそろはつきなりのものです。こういう恰好だと、政府のほうで盛んに二級三号の基準だけを盾に取つて、おれのはうが決して損じやしないのだ、ということを言つておられますが、それでも、一級、二級だけの場合で、あつて、その他の連中は、その他の諸君の場合には非常に不利になつておる。こういうふうに税金を全部計算してもなお且つ大きく不利になるような取扱をどうして最も中堅的な四級から七級、八級の諸君に対しても取らなければならぬか。この理由を一つ伺いしたいと思います。

○千葉信君 相当に審議で時間がかかると思うのですが、成るべく二十七日までに上るようにやりたいので、できるだけ今日も又続行したいと思いますから、直ぐお出で願えるでしょうか。

○森崎隆君 私のほうはちょっとお聞きしたいのですが、お急ぎのようですからもう一遍あとから又来て頂きましたよ。

○委員長(吉田法晴君) 内閣官房副長官が来ておられますから……。それじゃ二十分程度休憩をいたします。

午後三時二分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(吉田法晴君) 休憩前に引続き質疑を続行いたします。

〔委員長退席 理事千葉信君委員

長席に着く〕

○森崎隆君 官房長官があちらに行かれまして、副長官の菅野さんが来られておりますから、今千葉委員からいろいろ基本的な御質問が随分ありましたのですが、十分なお答えが頂けなかつたので非常に残念がございますが、まだあの御質問が続行されるようになりますが、今まで千葉委員からお聞きいたしましたような内容につきまして、多少補足的な意味で副長官にお聞かいたしたいと思います。

一般職の給与に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の説明書、この日丁度私引揚げのほうに行きました、あとから聞きますと、十分審議はされていなかつたようでござりますが、この提案理由の説明書につきまして二、三お聞きいたしたいと思います。最初の一頁で「職員の困難な生活事情にかんがみまして」と書いて

ありまするから、政府におかれましては、やはり現在の給與体系ではとても公務員の生活を支えることはできない、そのために給與を改訂して生活の安定を図るというこの意味のお気持ちはつたことだと思いますが、その次に、ところに、給與水準の研究がなされたということを書いてあります。が、従いまして人事院の勧告案が出されます以前から所要財源の捻出に鋭意努力を続けて参られたということを書いてあります。が、従いまして人事院の勧告案が出されます以前から所要財源の捻出に鋭意努力を続けて参られたことだと申しますと、昨年末の給與の改訂直後からずっとこの誠意を具体化する意味におきましては、御研究が続けられたことだと申しますが、今官房長官に聞きますと、結局まあ今度の政府案がその最後の結果だということになつておりますので、ですが、時間的な関係でお聞きしたいのは、理窟は人事院の勧告案が出て、それと見合わせまして政府の最後案が出来ます、が、その間において或る一つの水準といったような、まあ結論じやない告案が出来ますまでにも相当人事院も作業し、相当時間もあつたことだと思いまます。が、その間において或る一つの水準といつたような、まあ結論じやない告案が出来ますでも、中間案といつたようなものが政府のほうで持たれましたかどうか、持たれておりましたならば、どういうような研究をされて、どの程度ということが妥当だと、例えは四月の時期と六月の時期と八月の時期と、又現在とではおの／＼変つておりますけれども、その各段階にはやはり一つのこの程度はなくちやなんらんといふものがあつたらしいと思います。この御研究されまし具体的な経過、その中の節々のところだけちつよとお聞きいたしたいと思います。

○政府委員(吉野義丸君) 公務員の給與……。
○理事(千葉信君) どうぞお坐りになつて下さる。
○政府委員(吉野義丸君) 公務員の給與につきましては、その後の物価の値上がり等は常に注視いたしておりまして、それに対しまして給與の改訂をして、持ちまして、その財源の捻出に努力いたしましたのは、人事院から政府に対しまして勧告がなされました以前、二ヵ月のところだと記憶しております。併しながらこれは主として財源捻出でござりますので、政府全体として決意をはつきりしたのではなく、むしろ大蔵省等におきまして、財政全般を見ましてどのくらいの財源が一体可能であるかといふような検討をいたしております。併しながら給與の改訂というものは勿論財源によつて相当いろいろに変つて來るのでございますが、それのみでは完全でございませんので、その後の物価の値上り、或いは民間等の給與の実態を毎月勤労統計といふ名の具体的の数字を確定して、そしと合わせて研究をしておつたのであります。従いまして御質問の或る一定のではなく、大蔵省等で以ていろいろな案を考えておりますときに、そういってそれでやれば何円ペースになるといふようなことは政府として決定したものではない、大蔵省等で以ていろいろな案を考えておりますときに、そういっては、最後的の決定は勿論人事院から勧告があつた後でござります。それまでは研究或いは検討の途中の段階の

類字也。」
卷之三

○森崎隆君　今の言葉から考えますと、ベースの改訂という科学性に立脚いたしましたベースそのもののスライ

ド的研究といふことじやなく、先ず財源という面からこれを中心にして御研究になつた、言い換えましたならば、出し得る財源といふものの一つの絶対

○森崎隆君 それでは人事院の勧告案が出来まして後に決定がなされたといふように考えてよろしくござりますね。

○政府委員(吉野義丸君) さようございます。

○森崎隆君 その次のところで「しかも」ますが、「生計費・民間賃金その他諸般の事情を彼此勘案いたしました上」、これは結構でありますか、

も財源にも制限がござりますし、これ
は又一般財政状態との均衡からも出し
得る財源といふものが定つて参ります
ので、人事院の勧告の中におきまし
て、給與の類につきましては勧告通り
には參つておらないのですござります。
それでその他の点につきましては奨励
手当を、現業職員に対する奨励手当の
問題は多少まだ検討の余地がございま
すので、これを勧告通りにはできなか
つた、この以外は給與表の作成の方
面、又その方法、その本義旨の、本

○政府委員(菅野義丸君) 財源の点が
人事院の勅告通り賄えない場合におき
ましては、ひとり俸給表の個々の額ば
かりでなくその他についても多少是正
を要する関連事項がござりますので、
その点につきましては、政府の考え方
入れまして案を作りまして、最後の決
定は国会の御審議に待つという方針を
とつておる次第であります。

○森崎謹君 さつきは獎励手当、それ
から財源の制限の枠内からいろいろ、政
府の意見を入れた、それ以外は全面的

務員がたくさん入つておる、そこには全く部人つてゐる、初任級あたりのところをうろ、それから上のほうは極く少數、そこにどうも私たち割れられないものがある、これは繰返して恐縮ですが、千葉委員がはつきり指摘されましたように、素直に全体を何%か減らすということになれば、又政府としてもそれは筋が通つたことでございましようが、一級、二級あたりのところはちよつと意識的か何か上げてあるのです。それは四千のところをどこに取るかという御意見で、これは人事院と意見が違ふと言えはそれまでございますが、あそこを上げますと、倍率が非常に低くな

卷之三

いたしまして、この給與改訂の裏付をする場合におきましては、非常に大きい要素になりますので、勢いそれに重点を置いてやるのではありますが、先ほどお答えいたしましたように、それのみでは完全ではありませんので、その他の一般客觀的情勢を常に注視して、それと睨み合せて検討しておつた次第であります。

たところが、財源措置というものの大きな条件の上に立つてベース改訂のことが考へられて來た、そういう関係から人事院の勧告案を尊重するに至つたのでございましょうか、言い換えましたならば、政府自体に人事院の勧告案、あの水準に対抗するような一つの給與に対する基本的な意見がまだ作られて、いなかつたところに人事院の勧告案が出た、従つてその人事院の勧告案を尊重するといふよろなことに解釈し

○森崎隆君 勧告案を尊重するといふことにつきましても、今のようなお言葉があつたようでございますが、その点いろいろ私ども疑問を持つておるわけであります。例えば人事院の勧告案でこれ／＼の予算が要る、それだけの予算はない、精々七〇%ならば七〇%程度の予算しかない、その三〇%をどんなにして減すかという一つの方法論が出て来るわけですね、言い換えましたならば、人事院の勧告案の一つ

に人事院の権力を尊重していると言いま
すが、具体的にはちつとも尊重された
ところが私にはわからないのでござい
ます。地域給の問題はこれは一應全面
的ということになりますよう。そういう
う具体的なところ、どこどこをどう
だと、例えば一つのカーブができます
ですね、ベースの水準で人事院のカー
ブと政府のカーブでは大分千葉委員が
指摘されたように、違つておるので
す。私たちは悪意という気持はないの
ですが、やはり或るベースができまし
て、それを予算的に全面的に出せない
から、何とか何割か減さなければなら
んといったときに、公務員全体の生活

言えはそれまででござりますが、あそこを上げますと、倍率が非常に低くなつるといふよろな点もございまして、私たちが懸念でこれを考えますと、何か人だましのためにわざと末端だけを吊り上げて、まん中をぐつと押えて上を又上げるといふ非常に悪質なカーブを意識的に出したのではないかといつたような結論にならざるを得ないのでありますか、この点について一つ腹蔵のない御答弁を頂きたい。

○政府委員(菅野義丸君) お言葉でござりますが、政府のほうでは財源の制限がありますので、成るべく公務員の数の多いところを故意に減らして、そらして均霑するようというよう言ひ換へば財政の本筋をよくし

10. The following table shows the results of the experiments on the effect of the concentration of the solution of the organic acid on the rate of absorption.

経済等の諸事情を総合的に勘案して「云々」ということになつて来ましたのですね。それではその次に「結婚改訂は一日の遷延をも許さない」情勢に立ち至つておるのであります。」これはやはりつきりね、結論が出たと思います。これ以上ベース・アップをしないでおくことはできない」という結論に達しました。と思う。このはつきりした結論を出されるその決意をされた基底になります。

○森崎陸君 その場合、人事院の勧告案を尊重する建前というのですから、どの程度尊重されたか、具体的には何を尊重されたのでございましょうか。

人事院勧告案のどこを、又どことどこをどのように尊重して政府案が打ち立てられたという、尊重の具体的な御説明をお願いいたしたいと思います。

○政府委員(菅野義丸君) さよってござります。

○森崎陸君 ついでござります。

をどんなにして減すかという一つの方
法論が出て来るわけですね、言い換え
ましたならば、人事院の勧告案の一つ
の水準といふものを個々一つ～に平
等に何%減といふことがまあ出て来る
わけですね、そういうふうにして予算
等ではくつたが、それ以外は全面的
に尊重したということは、一つはつき
りした話もわかると思ひますですが、
実際出されましたベースはさつきも千
葉委員が申されましたたが、大部政府の
手で政府自体の独自の意見があるとい
うことを如実に証明しておるよううに…

す。私たちは悪意という氣持はないのですが、やはり或るベースができるまで、それを予算的に全面的に出せないから、何とか何割か減さなければならんといったときに、公務員全体の生活といろもののもを本当に何とか守つてやろうという気持がありますれば、その乏しい枠内におきまして最大多数のものを成るべく優位にしてやろうといったようなお考えは当然政府の気持としてなければならんと思うのですね、ところがおされたベースを見ますと、何といいますか、ちょっと彎曲したような中だるみと申しますか、さつき手葉委員が申されましたように、四級、五

のない御答弁を頂きたい。
○政府委員(菅野義丸君)　お言葉でござりますが、政府のほうでは財源の制限がありますので、成るべく公務員の数の多いところを故意に減らして、そうして均等するようというような、言い換えれば俸給表の体裁をよくして、少い財源で以てたくさん上げたかのごとく見せかけるような意思は毛頭ないのでございます。人事院勧告をどの程度尊重したかということにつきまして、具体的に申上げますと、先ず俸給表の作成でございますが、成年被服男子の標準生計費を人事院勧告と同様に二級三号といったしましたのは同様であります。この点につきまして前回は、

10. The following table shows the number of hours worked by each of the 100 workers in the sample.

人事院と不幸にして意見が違いましたが、勧告通りにはできなかつたのです。が、今回は二級三号で以て人事院の勧告通りであります。それからその類につきましては、これは人事院の勧告當時予想されなかつたいろいろな諸料金、運賃等の値上げ及び今回のこの臨時国会に出しておりますところの比較的低收入の労働者に対する大幅な減税という要素も勧告には入つておりますが、これは当然入れまして、計算いたしますると、人事院勧告が四千二百円になるのが、政府の計算は四千円でございまして、この点につきましては人事院も了承しているような次第であります。その四千円を二級三号などとありますて、今度はその上のほうでござりますが、今回の人事院の勧告はすでに御説明があつたと思いますが、各級ごとに民間の給與を刻明に調べまして、そうしてその平均の近似値を取つてカーブを描いてゐるのであります。従いまして、政府といたしましては、その人事院の非常な努力と手数の結果を全面的にこれを尊重いたしまして、その給與曲線に沿いまして俸給表を作つたのでございます。併しながら二級三号に四千円を置いたということとしてから最低の給與を確保したいといふような気持から多少その辺の格差は違つておりますが、カーブは人事院のカーブに一割二分ばかり減らしたものである通し番号で七十号くらいのところはそのままのカーブになつて繋つているわけでございます。その結果大体この十四級の最高といいますか、いわゆる人事院の民間給與の実態調査によりますと、取締役級の給與額に該当いたしまので、その結果におきまして検討

しますすると、あなたが局長級が取締り表といふものでないよう考へるわけござります。

それから企業官庁の職員に対しましては、勤務の特殊性に応じまして、人事院の勧告通り企業官庁職員特別俸給表といふものを作ります。それから、先ほどお話をのように、勤務地手当の支給区分は本年五月の人事院の勧告をそのまま採用いたしました。それから、職者の給與につきましては、人事院の意見を十分尊重いたしまして、これを法文に明記したのであります。なお、人事院勧告では八月からこの給與の改正をするようだという勧告でございましたが、遅つて二月目、三月目に給與法の改訂をするということは、今回の法律案の附則を御覧になつてもわかります。すように、非常に複雑な手数をとりますので、恩給法その他につきましていろいろな問題が起りますので、政府の案は十月からといたしますても、その八、九の二月分は本年に限りまして年末手当を〇・三だけ増額するといふことで以て一応実質的には八月から改訂をしたと同様につまり実質的には勧告の趣旨を尊重しているのじやないかといふようなお話をつきましては、民間のあります。従いまして、先ほど御覧になつた四級、五級のところが中だるみになつているのじやないかといふ程度のところの給與がそなつてあるのでありますと、その人事院の曲線を尊重いたしまして、それに沿つて今回の俸給表を作り上げたような次第であります。

から十四級までつと地域級なんかを加算しまして、税金なんかを全部差し引いてあるのですが、人事院の案の場合には手取は幾らか、政府案の場合には手取は幾らかという比較をして見ますと、一級、二級、三級あたりは政府案は人事院案よりは少し手取が多いのです。この点は若い人にとっては感謝申上げるところであります。だん／＼増増いたしまして、四級か五級あたりから人事院の案よりも政府案のほうが手取が減りまして、最後に十二級あたりだったと思ひますが、その辺になると、こうなつております。一級三号では勧告案が先ず税金控除額を引きまして、四千百二十五円になつてあります。政府案では四千六百六十四円になります。政府案では四千六百六十九円、こうなつております。三級、四号になると今度は俄然ここで変ります。これは四千四百一円、政府案では五千九十二円、政府案では五千八十五円、ここですでに七円ほどのマイナスになる。四級四号になりますと、もつとマイナスがひどくなります。一番ひどいのはどこですかね。八級の五号、これが山でありますから、八級の五号、これが山でありますからして、ここになりますと、勧告案では大体一万四千九百二十二円、ところが政府案では一万四千四百五十五円で、随分開きがある。ずっと見ますと、十二級三号を最後といてしまして、十三級前後になりますと、今度は政府案の中だるみというのは実際私たも考りますと、政府はあなたのほうでいろいろ申されました。この現実を見ます

と、私は非常に腑に落ちない点がある。さんあるわけです。勿論これは家族等の成員の問題もございますが、結局公務員の生活実態から考えますと、五級、六級、七級、八級、九級あたりは政令案は勧告案よりもずっと低くなっています。この部面の人々の生活が一番今度やかされておるのじやないかと思うだけです。金が足りなければ足りないで、こういうところをもつとよくするということについて、そういう意味の研究は当然結果についての研究としてやつてもらいたかった。それがこれは具体的なこういう資料がござりますので、これについて非常に私は不満に思はれることはあります。こういうような悪意じやなくて、こういうように私につきも申上げました私たちの意見は、昨年の十二月におきましたも、官房長官、それから磯田さんと随分渡り合いました、どうしても調整法との間違いを幾ら突つ込んで、あの法案のはうは頭として応じなかつた、飽くまで差し張られた、到頭突つ張つてしまつた。突つ張つた結果あなた方の押切つたところの政府案が正しかつたかといふと、その後いろいろな問題が出てきました。今でもそうでしよう。予算を特別組まなかつたが、あの調整法その他の調整のために特別に費用を使つていいでしよう。そういうような間違いがありまして、一旦政府が出したといふ面子を中心にして、我々がとにかく素直にこれが適当じやないかと言つた意見に対しまして、徹底的にあなた大頑張られたんですね。非常にあのとき私は悲しく思いました。ああいうよかな気持が又今度もあるのじやないかと。というような、私は一度だまされて来

ますとそういう気になります。そこで問題で、やはり公務員の給與について政府は本当にまじめに考えていて、この提案理由の説明書なんか実際にうまく書いてございますが、果して本気でこれだけの気持を持つておるかどうか、そこへ結局帰着する問題なんですね、そういう点から私たちやはりいろいろ／＼ともう今度はだまれないと、いう気持ちだん／＼人が悪くなるんですね、そういう意味でお聞きしておるのでございまして、そういう観点から立ちますと、やはりここにも一応努めて人事院勧告案を尊重するなんて申しておりますが、私たちから考えますと、どうも尊重していない、まあ小さく問題はいろ／＼ございましようが、本当に勧告案を尊重する、基本的な尊重の中心になるものは、これはこの間も公述人に東大のあの鶴岡先生も来て頂いたのですが、鶴岡先生もこの点はつきり言つておられまして、私は非常に感服したのでござりますが、勧告案を尊重するということはベースそのものを尊重するということなんですね、それ以外の末梢的なものを幾ら理由を重したことにならないのです。中心の一番大事な眼目だけうんと削りまして、その他の面でいろ／＼きれいに申されても、私たちはやはり納得に行きかねる。従いまして、この提案の説明書の中の人事院の勧告案を尊重したといふ言葉ですね、美辭麗句として従来のような官庁の文書としてこういうことを言わなければ気が済まないのでしょうけれども、給與につきましてはもう少し端的に私は言うべきじゃないか、

こういうような言葉は取下げてもらいたい、人事院の勧告案を尊重しようと思つたが、できなかつたらできなかつたと正直に言うべきなんですね。それをきれいに言ってこれで置くということに非常に私たちは実は不満を感ずるわけなんです。そういう意見を附してこの点非常に遺憾の意を表したいと思います。

討してくれるわけがありますが、今回的人事院の勧告はどう考えましても、現在の財政事情からは全面的にこれを呑んでその財源の晦いをするといううことはできないという結論になります。て、今回一応一人当たりの平均給千五百円程度ということで以て案を作らざるを得なかつたような次第であります。併しながら公務員の給與をよくしなければならんということにつきましては、仰せの通り政府といいたしまして常に考えておるところであります。将来財源の余裕さえできれば、人事院の勧告をそれこそそのままでも採用いたしたいと、かように考えておる次第であります。

なければならぬような計算になるわけでございます。現在の財政上三百七十八億の金を二十六年度十月以後だけ以て要するような給與の改訂は、到底我が國の國力の堪え得られるところではないということであるのであります。政府案を実施する上におきましては、一般会計、特別会計ございまが、表面的な数字は百五十二億でございます。併しながらこれは各会計の開設にいろ／＼重複等がござりますので、これらを差引きますと、百二十七億でできるでございます。而もこの勧奨金をそのまま実施いたしますと、現在のベースに対する割合が一分以上上の値上げになるわけでございます。政府案は一割七分四厘という数字でござりまするが、民間給與の実態を見まして、も、本年の一月以後こんな大きな値上がりはしておらないのであります。大体二割私のほうで以て見ますと、大体二割強くらいでございまして、とにかく現在の給與というものがよかれ悪しかれ一月一日から実施するようには国会の

○森崎陸君 副官房長官のその御意見、まあ三割以上上がるはどうもおかしい。そのこと 자체は私よくわかるのです。ですがね、ただあなたのおつしやるその意見は言換えましたならば、昨年末に決定したあのベースで本年の一日一日のあの実施のベースですね、あれは当然公務員が文化的な生活の最低水準を保持できるという一つの基本的なことがはつきり確立された上におきましては、余り上がりはいけないということはこれはわからります。言換えましたならば、前のベースの修正アラス今度の上昇率を加えるといふのがあるように歪められているといふ、言換えましたならば、前のベースの修正アラス今度の上昇率を加えるといふことは私はできない、その根底から私は間違っていると実は考へるわけですね。一応あれは法律化していると言えばそれまででございますが、あのときはは十分そういう意味の意見を実は我々あなたがたに申上げていたわけです。その点を特にこれは考えて頂かないと、民間給與との関係から三割以上上がつてはいけないと言いますが、基本そのものがすでに間違っているのです。そういう御意見は私は実は成り立たないと思います。

お伺いしまして、官房長官と実はお話し合いいたしました。あの当時官房の勧告案は、そのときは勧告案はありますけれども、官がほつきりこう言われた。国公務員の場合は、いつか出たあとですから、日附を私設であります。これがまた違つておりました。当然実施できるのですが、必ずしもこれはできないといつたのは非常に私としましては疑念を持つます。まさに今日まで来ているわけでありますがね。あれはどういう意味でございましたようか、私にはわからないのです。もつと具体的に申上げますと、こうおっしゃるベースは当然実施できるところおつしやつた。それは言換えましたならば、国家公務員だけには人事院の勧告案のベースは、今あなたのほうで何か百二十七億とか幾らのものがあればできるとおつしやいました。言換えましたならば、政府案がここへ出されましたがその差額百二十七億というのは地方公務員のほうにもこれを出さなければいけないから、一応政府案といふものが中間ででききたことになるのではないか、こうおっしゃる意図で進まれたことになるのではないか、私たちこそう大体解釈できるわけです。それを逆説的に申しますと、従いましてこの国家公務員に対して勧告案を実施した場合、政府案を実施した場合のこの差額百数十億あなたが申されましたこの金は、そのまま当然地方公務員のベース改訂に全面的にこれを持つて行かなければこれは話が

○政府委員(菅野義丸君) 財源と申しますときには、必ずこの補正の予算になるわけでござりますが、補正予算の案を作りますときには、大体どのくらいの財源が給與改訂のほうに向けられるか、従つてその財源を現在の平均給与等に加えればどのくらいになるかといふことは検討をいたしましてきめなければならぬのであります。そのときまでに至るまで、つまり大体の骨子の案ができるまでは内閣といたしましても大蔵省と数回に亘り非常な折衝をいたしまして、そして大蔵省のほうでもできるだけ多くの財源を給與改訂のほうに廻すという気持で以ていろいろ検

い立場でござりますが、やはり折衝されたことだと思います。私たちは本当に聞きたいのはどの程度あなた方が頑張られたかということ、言い換えましたならばこれは人事院の勧告案をこれを持てどか実施するという気持ちが当初からあつたかないかということをお聞きしたかつたのであります。その点につきましては何かもつと具体的な御説明はつかないものでございましょうか。

○政府委員(菅野義丸君) 人事院の勧告を仮に全部このまま実施するといなしますと、一般会計・特別会計で百七十八億二十六年度において増加し

ほうで以ておきめになりまして、そそれを実施しておるのでござりますが、それから以後考えて民間が二割強の値上げにならぬつておらないのに、公務員だけが三割一分強の値上げをするということは、何としても国民の了承するところぢやないとかよろに考えまして、一応政府案をとつたのでございましが、勿論人事院の勅告是非常に科学的な根拠の上に立つて、若し財源の占めが許されるならば現在あるべき理想の公務員の給與体系であるといふふうに言われておるのでございますが、私は常に現在の給與に対してもういろいろ関連を見るかというふうに考えて参り

うことは私はできない、その根底からいふと
私は間違っていると実は考へるわけです。
す。一應あれは法律化していると言え
ばそれまでございますが、あのとき
は十分そういう意味の意見を実は我々
あなたがたに申上げていたわけです。
その点を特にこれは考へて頂かない
と、民間結興との関係から三割以上上
がつてはいけないと言ひますが、その
基本そのものがすでに間違っているの
です。そういう御意見は私は実は成り
立たないと思ひます。

それからもう一つですね、その問題
に關連しまして、七月のあれは中旬で
したが、私たちが總理の官邸のほうに

しやいました、言換えましたならば、
政府案がここへ出されましたその差額
百二十七億というものは地方公務員の
ほうにもこれを出さなければいけない
から、一応政府案といらものが中間で
できたことになるのではないか、こんな
いう意図で進まれたことになるのでは
ないか、私たちはそろ大体解釈できる
わけです。それを逆説的に申しますと
と、従いましてこの国家公務員に対し
て勧告案を実施した場合、政府案を実
施した場合のこの差額百数十億あんな
が申されましたこの金は、そのまま當
然地方公務員のベース改訂に全般的に
これを持つて行かなければこれは話が

合わないのですね。そういう点について副官房長官はどのようにお考えでございましょうか。

○政府委員(菅野義丸君) 恐らく官房長官がお答えいたしたのは、今度の給與勧告についてではないと思いますが、給與勧告の額によりましてはそういう場合が起り得ると思います。例えば政府部内だけならば財源も貰い得られるような場合がございましても、これを政府機関、或いは公共企業体、或いはもと広く言えば地方公務員のことを考えますと、国家公務員の給與を、財源が一部分許するからと言つて一般的に上げるということでもない場合が考えられると思います。で地方公務員は地方公共団体の職員だから構わないじやないかといふようなお説もあつたが、結局これは平衡交付金等によりまして国家財源にかかる問題でありまして、現在の地方公務員法によりましても、国家公務員に準ずる給與をやることになつておりますので、やはり考慮があるとかよろしくお考へる次第であります。

○森崎隆君 もう一つ、さつきのあの数字でございますが、これは主計局の次長からあの通りの数字でいいのでございますが、ちよつと念のために正確なところをちよつとお聞きかせ頂きました。数字をちよつとお聞きいたしましたが、十月一日実施といたしましては、三月末まで政府案による予算はこれは一応わかつておりますが、人事院勧告案を実施した場合にはどれだけ余分に出さなければならぬかが一つ、も

う一つは八月一日に遡及して実施しました場合に、人事院勧告案ではどれだけあります。

○森崎隆君 もう一つ、年末手当の数字を正確なところを次長のほうからお聞きいたしたい。

○政府委員(東條猛猪君) この席ですぐお答えができます数字と、取調べまして後刻申上げたい数字と二通りござりますが、私がもの計算で十月一日から人事院勧告を実施することになりますので、その点御勘弁頂きたい

うですが、手続上非常にむずかしいと思います。

○千葉信君 森崎君の質問に対する御

答弁の中で、ちょっと腑に落ちない点についておつしやつておりますが、それ

け余計にしなければならないか。又政

府案では幾らプラスしなければなら

いのか。もう一つはまあこの政府案とい

うものが通過するところを條件に

しまして、年末手当の三割加給という

ことが臨時に考え方ですが、

この当時の〇・三ですね、これに要す

るもののが通過するところを條件に

しまして、年末手当の三割加給とい

うか。もう一つはまあこの政府案とい

うものが通過するところを條件に

しまして、年末手当の三割加給とい

うか。

○森崎隆君 もう一つ、年末手当のあ

の〇・三の予算はどのくらいになるので

ておりますが、

まだおつしやつしておりましたが、それ

ておりませんから後刻申上げたいと思

います。

○森崎隆君 もう一つ、年末手当のあ

の〇・三を正確なところを次長のほうからお聞きいたしたい。

○政府委員(東條猛猪君) 五と〇・八との違いでござりますか。

○森崎隆君 分けて教えて頂きたい。

それからもう一つ副官房長官にお尋ねしますが、八月一日から遡及すること

は事務手続上非常にむずかしい。十月一日にして二ヵ月分の差額を〇・三に

したわけです。特に年末手当の場合

に〇・三を加えた場合のそれに加わる

部分の税金との間の差額はこれはおな

じものかどうかと、

うことです。

○千葉信君 森崎君の質問に対する御

答弁の中で、ちょっと腑に落ちない点

についておつしやつしておりますが、それ

があつたのでお尋ねいたしますが、た

しか去年の十二月給與法審議の最中に

政府のほうから人事院の勧告通り

やれないのは、予算の関係上、財源の

関係上不可能だという理由かはつきり

ございましたね。そうですね。

○政府委員(東條猛猪君) さようでござります。

○政府委員(菅野義丸君) 遅る期間が長ければ長いほど人の異動、或いは昇給、退職と、いろいろございます。

これが一々合併するとか、或いは差額

を追給するとか、いろいろ手数が非

常に多いのでござります。又俸給の額

によつて何らかの、例えば恩給等がき

められております場合におきまして

は、その決定も或いは直さなければな

らうかと、

うことです。

○千葉信君 そうしますと、今年一月

の給與の改訂といふものは、一応これ

は予算の関係上政府としても人事院の

勧告を実施できなかつたわけであつ

て、今度改訂された給與が予算上に纏

られたために満足なものでなかつたと

いうことが言えるわけですね。

○政府委員(菅野義丸君) これも価値

判断は別ですが、人事院の勧告と違

ておるという点は了承いたします。

○千葉信君 違つておるというこ

とが、政府としては人事院の勧告を尊重

いたけれども、予算上どうにもでき

なかつたという理由でござります。

○政府委員(菅野義丸君) さようでござります。

○千葉信君 ところで只今の森崎君の質問に対する答弁の中で、「一体今年の一月給與ベースの勧告をした後で、民間の給與の上り方を見ると、決して今度の政府案よりも多く上つておらない」と、こういう御答弁でございましたね。

○政府委員(菅野義丸君) さようでござります。

○千葉信君 そういたしますと、その基準になる今年の一月の給與の改訂が予算上縛られたために如何ともできなくて、満足な給與の引上げが行えなかつた。そういう状態で一月には上げておきながら、併し今度は一月以降の民間給與の引上げが政府案と同じ程度にしか上つておらないから政府案が合理的なんだと、それから又政府案は或る程度これは満足してもらえるものだろうというような結論は出ないわけですね。

○政府委員(菅野義丸君) 予算上の制約はございますが、これは国会におきましてほかの財政一般の事情を勘案されて、その程度でその予算を出すことが現在の日本の財政力からして適当であるという御判断の下にその財源を承認され、それに基く法律案が可決されまして、そうして一応公務員の給與といふものは成るほど人事院の勧告通りにはなつておりますが、現在の日本の財政状態から許される最大限の給與法として一月一日より実施せよといふことで以て国会の意願が決定されたわけでございますから、それを根拠にして考えてみると、先ほど申上げましたような結果になるわけでござります。恐らく人事院の勧告の姿はこの前の勧告のものがそのまま実施されおりましたならば、今回の勧告をそのまま実施してもその差といふものは恐らく民間の給與の値上がりと殆ど同じになつておると思います。

如何ともできなかつたということをあなたも確認されたというふうに言っているわけですが、従つて今度の給與改訂の場合の予算上であるとか、財政上関係であるとかいうことは抜きにして、大体政府のほうでは今度も人事院案を握っている大きな理由は財政上とか予算上の問題に藉口しているわけですが、その問題は一席抜きにして、菅野さんは森崎君に対する答弁の中でも、一月に公務員のベースが引上げられた、ところがその一月に公務員の給與ベースが引上げられた当時からの民間の給與の引上げの状態も、今度の政府の引上げ率以上に上つておらない、だから政府案も一応民間の給與と比べると合理的だという御答弁を言われておるのであるが、遺憾ながら一応その基礎になつた一月の公務員の給與というのは今申したように合理的なものじやなくて、予算上の理由から上げられなかつたのだということは今もあなたは確認されたわけですが、そらするとそこをういう不合理ないわゆる又非常に低い水準で決定されてしまつたものを基礎として、その後における比較は公務員よりも高い民間の給與の水準の中での引き上げと、今度の政府案の引上げが同じくらいであるからこの点で合理的だという答弁は理窟としては成立たないわけですね。

給與法も予算上制約されて勧告通りわゆる理想の形にはならなかつたけれども、今回もやはり同様の事情によって勧告通りわゆるあるべき理想の態にならなかつたのでござりますが、どもは制限をしなければならないとう立場に置かれるながらも、大体民間給與と同様、或いはそれ以上の値上があれば、この前の実施のときと同状態にはなり得るのではないか、こいつのように考えて妥当性を申上げたうな次第であります。

○木下源吾君　この予算編成のとき又問題は大きいですから、今日は大時間もありませんから、この程度で会されることの動議を提出いたしました。

○政府委員(東條益猪君)　これは先ほど副長官から御説明申上げた通りで政府といたしましては人事院勧告を尊重してそのままこれを予算化いたしました場合においては、どの程度の所要になるかということは勿論考えます。そこで、その計算をし、又それに伴いまして補正予算の全体の計数が如何であるばこれに対する財源措置はどうなるかといいろいろの計算をいたしましたが、遺憾ながら人事院勧告をそのまま実現するということでは補正予算は認めない、こういふようなことになつわけであります。

○木下源吾君　補正予算を組めないというのはなんですか。あらかじめ收といふものを見て、これだけの收入という今度の歳入を先に全体を見て、うして歳出を皆やつてると、給與にこれだけよりはやれんといふ、こういふふうな方式でやつたのですか。

○政府委員(東條益猪君)　一般会計につきましては大体お話をのようなことがあります。特別会計でございますれば料金の改訂、そういうようなことを以て財源を埋めると、こういうことござります。

○木下源吾君 根本的なことは又あとでお伺いしますがね。専売裁定を政府は今度吞んだわけです。専売裁定は計算の根拠、基礎は御承知ですね。
○政府委員(東條猛猪君) 大体承知しております。
○木下源吾君 二級一号四千四百円ですか。
○政府委員(東條猛猪君) 二級一号を如何いたすかというようなことは政府がきめるといふよりも、むしろお話のような仲裁委員会の意向を伺つて当事者双方できめる問題でありまして、政府といたしましては給與絶額の問題だと考えます。
○木下源吾君 それでは内容をやつぱり政府はわかつておるでしよう。
○政府委員(東條猛猪君) 仲裁委員会の裁定の内容はどうなつておるかということは承知しております。
○木下源吾君 今の二級一号は幾らになつておりますか。
○政府委員(東條猛猪君) 仲裁委員会の第三項でございましたが、四千二百円といふことになつておつたのじやないかと思います。
○木下源吾君 それは四千二百円は違う、もう一遍調べて見なさい。我々は四千四百円と大体聞いておるのであります。四千二百円でもよろしい、それは四千四百円に間違いないのだから……。そこで公務員の今度の場合は、政府は二級三号で三千八百円ですか。
○政府委員(東條猛猪君) 四千円。
○木下源吾君 政府は四千円、そこで二三百円違うね。二級一号と一片の方は二級三号と、そこで同じにしても専売のほうは大変高いのだ、こういうことを承認するでしよう。

○政府委員(東條猛猪君) 御承知の通りに公共企業体の給與体系の問題につきましては政府がこれを承認するとか、乃至は政府としてこういうことが適当であるとかいう判断を加えるよりも、むしろ国会で議決せられました給與総額の範囲内において、仲裁委員会の意向を尊重して当時双方がきめるということになります。従つて公共企業体の或る級の給與と、国家公務員の給與といふものが必ずしも一致しなければならないものであるという結果にはならんでも、場合によつては止むを得ないところ考えております。

○木下源吾君 僕は今のは、あなたたるもの政府案の基礎はそれまだこれか

ら二、三日も聞かなければわからないけれども、そらではなく、専売の場合と今のこつちの場合とを比較して今まで

なたに聞いておるわけなんです。彼らがいつで食つて行けるのだといふのだから、それだけのことはお考えになら、一方のほうではこういうような同

じ機関だから、政府機関のようなものです。そこではこういうようなところでなければ食つて行けないということがいろいろ／＼それ／＼の機関で決定して

きまつておるのです。ただ漠然とした政府案、漠然として民間給與がどうだとかこうだとかいうようなことは、民

間といふものはびんからきりまであるのだから、そんなことでは水掛論にな

るけれども、大体政府は公共企業体の元締めをしておるのだから、予算総額

が国会の議決によつてきまつております。といふ以上は多少のそこに違ひがありましても、仲裁委員会の裁決或

いは当事者双方の話合の結果が政府案と違つておるから政府のほうは不合理

でわかるのだと思つて聞いておるわけだということにはなるまいと思いま

す。

○木下源吾君 それではこのくらいにからあなたたちに聞こうといふのは、

実際に食えない、食えないだけの給與でそしして使うといふこの不合理を

あなどたちは考へてはそれは合理的だと言う、それを我々は不合理と考えるので、それでいろ／＼あつちからも

こつちからも理窟を持つて来て渡り合

うわけなんです。今度はですから結局私たちは、あなたたちの今度の

政府案では標準生計費は減税その他のことを考えまして、四千円が大体標準になるというふうに考えておるわけ

であります。そしてそれを実現し得るようだ今回の方案を御審議願つてお

るわけであります。

○木下源吾君 僕は今のは、あなたたるもの政府案の基礎はそれまだこれか

ら二、三日も聞かなければわからない

けれども、そらではなく、専売の場合

と今のこつちの場合とを比較して今まで

なたに聞いておるわけなんです。彼ら

がいつで食つて行けるのだといふの

だから、それだけのことはお考えにならうと思つてお聞きしておるわけ

なんです。

○政府委員(東條猛猪君) 先ほど来申

上げておりますように、給與総額と

いうものは国会の議決したことで、そ

の範囲内におきまして当事者双方が協

議をしてきめるのであります。

○